

事業継続と法環境研究会 2017年度 第5回会合 (議事録)

1. 会合概要

- (1) 開催日時 : 2017年09月11日(月) 18:30-20:00
- (2) 場所 所在地 : 東京都港区西新橋 2-11-5 TKK 西新橋ビル7階
会場名 : シーマ・ラボ・ジャパン株式会社社会議室
- (3) 今回の議長役 : 上田(座長)
- (4) 議事録作成者 : 前田
- (5) 今回の幹事 : -
- (6) 出席者 : 3名 欠席者 : 9名

出席メンバー		出席メンバー		出席メンバー	
1. 座長 上田 悦久	<input checked="" type="checkbox"/>	6. 篠原 秀一 X	<input type="checkbox"/>	11. 多田 隆志 X	<input type="checkbox"/>
2. 副座長 前田 もろび	<input checked="" type="checkbox"/>	7. 杉原 利典(大阪)	<input type="checkbox"/>	12. 久保田 純一	<input type="checkbox"/>
3. 井上 修一 X	<input type="checkbox"/>	8. 畠田 孝子(大阪)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4. 及川 学	<input type="checkbox"/>	9. 波多野 肇	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
5. 志方 宣之 X	<input type="checkbox"/>	10. 二階堂 洋 X	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(7) 主要な決定事項

- ① 次回は志方さんに、“⑦お客様管理”“⑪政府・自治体”に発表をお願いしたい。
- ② 全体の作成が完了した後は、“経営者が納得する説明になっているか”という視点で、内容の見直しをしていく。
- ③ 次回の研究会は、**10月16日(月)**とする(10月9日が祝日のため)。
- ④ 各自の作業分担

【作業分担】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
波多野 <small>済</small>	上田 <small>済</small>	井上 <small>済</small>	波多野 <small>済</small>	小友 <small>済</small>	小友 <small>済</small>	志方
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
上田 <small>済</small>	上田 <small>済</small>	井上 <small>済</small>	志方	前田 <small>済</small>	前田 <small>済</small>	

(8) 次回開催予定

- ① 開催日時 : 2017年10月16日(月) : 18:30-20:00
- ② 場所 所在地 : 東京都港区西新橋 2-11-5 TKK 西新橋ビル
会場名 : シーマ・ラボ・ジャパン株式会社
- ③ テーマ : 項番 7、11 の“経営層への説明”について検討結果の発表と、全体での討議。

(9) 配付資料

- ・提案書式_0911 版

2. 議事内容

(1) “④契約管理(法務)”、および、“②労務管理、⑧資金管理、⑨製造管理”についての討議

→ 討議の結果は、提案書式_1016 版に反映し、次回の研究会にて配付予定。

(主な議論)

【契約管理(法務)】

- ・ 災害に起因した債務不履行や解約による違約金の補償を免責とするためには、不可抗力条項に対象となる具体的な不可抗力の項目と、補償する(しない)範囲を明記した契約書を作成し、合意しておくことが重要と思われる。
- ・ 策定された BCP が形骸化し、実効性がない(計画があっても、周知されていない/訓練されていない等)場合、法的責任を問われる可能性がある(日和幼稚園の判例)。
- ・ 災害発生時といえども口頭発注による債務不履行の問題を低減するためには、発注に関するエビデンスを残すことが重要(受注時の電話の音声記録/受注確認書による確認作業実施等)。

【労務管理】

- ・ 安全配慮義務として、許容される範囲や程度が明確に規定されたものはないと思われる。裁判では、原告が指摘する範囲に関して十分な安全配慮義務が実施されていたかの不法行為が問題となるため、汎用的な結論を出すことはできないが、東日本大震災のケースが参考となる。

【資金管理】

- ・ BCP 未策定を原因とする操業停止により自社が倒産した場合の訴訟リスクは、その因果関係によると考えられる。ただ BCP 未策定と操業停止が直接の原因になることは考え難い。

【製造管理】

- ・ 海外拠点における代替生産に関するリスクとして、代替製造に必要なもの(金型/原材料等)を日本から輸出する際、相手国側での平時の法律が適用され、輸出入の手続きに日数がかかると想像される。したがって、安易に海外での代替製造を計画するのは注意が必要。

3. 次回の討議 (予定)

- (1) “経営者への説明”の「⑦お客様管理」、「⑪政府・自治体」(志方さんより)について。
- (2) 今回の討議による修正版を次回に提出予定。

4. その他

特になし

以上